平成２４年（フ）第４２６号
愛知県海部郡飛島村服岡４丁目１番地１　医療法人良斉会介護老人保健施設ヴィラとびしま、住民票上の住所愛知県弥富市平島町喜右味名50番地１　伊藤住宅15号
破産者　珈琲屋こと　山田　高通
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９３号
名古屋市千種区汁谷町110番地　鈴木ビル305
破産者　田上　夏子
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０９号
名古屋市中区大須３丁目24番21号　ライオンズマンション大須812号
破産者　鬼頭　正人
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６８号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟307号
破産者　小川　和久
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８７号
滋賀県草津市南笠東１丁目５番24―202号、開始決定時の住所滋賀県草津市矢橋町876番地１　ソネット帰帆101号
破産者　竹島　道之
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
京都府亀岡市余部町清水13番地４、申立時の住所京都府亀岡市吉川町穴川背戸田32番地
破産者　丸山　一久
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
京都府南丹市園部町小山西町野本15番地19
破産者　新穂　雅人
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
神戸市北区鈴蘭台北町５丁目５番15号　山村文化201号
破産者　向吉ガラスこと　向吉　敏治
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市宝松苑12番28号
破産者　木村英美子
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４１号
広島市安佐北区亀山２丁目３番18号
破産者　毛利　直昭
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５４号
広島市西区己斐本町２丁目９番４号
破産者　動道　昭宏
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５８号
広島市安佐南区古市３丁目５番34―302号
破産者　笹木　正弘
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
高松市木太町９区607―11―301、住民票上の住所徳島県板野郡北島町新喜来字二分１番地57
破産者　小林　和行
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８号
札幌市白石区北郷１条14丁目３番１号　ルミエール・ベル・ホワイト103号、申立時の住所北海道河東郡音更町木野東通４丁目１番地第２川原ハイツ１号室
破産者　長井　由賀
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
青森県八戸市大字櫛引字櫛引22番地
破産者　佐藤　ミヤ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
青森県八戸市大字新井田字林ノ上１番地94
破産者　本木　良子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第８地割159番地
破産者　鎌田　幸子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３８号
山形市東原町２丁目11番40号　ピングボン設楽202号、前住所山形市薬師町２丁目６番17号　発見ビル
破産者　森谷九二昭
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
山形県長井市高野町１丁目５番５号
破産者　渡邊　　清
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部